

2022年度 公文書開示状況（5月決定分）デジタルサービス局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	R4. 3. 25	R4. 5. 24	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度 兼業実績報告 令和2年度 兼業実績報告 令和3年度 兼業実績報告 	3		1												<ul style="list-style-type: none"> 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため。(条例第7条第2号) 法人又は個人の事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人又は個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものに該当するため。(条例第7条第3号) 	デジタルサービス局 総務部総務課